

狛江市社会福祉協議会ボランティア室使用取扱い基準

平成16年3月19日

改正 平成16年4月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成20年6月1日
平成23年3月1日
平成25年4月1日
平成28年3月24日
平成28年12月1日
平成30年1月16日

(目的)

第1条 この基準は、狛江市あいとびあセンター（健康福社会館）3階のボランティア室の使用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(管理)

第2条 ボランティア室の使用に関する管理事務は社会福祉法人狛江市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）備品及び活動室等貸出管理担当が行うものとする。

(使用時間)

第3条 ボランティア室の使用時間は月曜日から土曜日までの午前8時30分から午後9時00分まで（土曜日は午後5時00分まで）とする。ただし、毎月第3土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日から同月31日まで及び1月2日から同月3日までについては使用できないものとする。

2 前項の規定に関わらず、協議会は、事情によりこれを変更することができる。

(使用手続き)

第4条 ボランティア室を使用しようとする団体は使用団体登録申請を行い協議会の許可を得なくてはならない。

2 ボランティア室を使用しようとする団体は、協議会において予約をし、使用の許可を受けなければならない。

3 前項の予約は使用日の3月前の属する月の初日からできるものとする。ただし、月の初日が協議会の休業日にあたる場合はその翌日とする。

4 あいとびあセンター改修工事期間については、当該年度の予約が開始され

る以前に登録団体に当該年度中の定期的な利用予定を調査・調整の上、年間予約ができるものとする。これ以外の予約は前3項によるものとする。

(登録基準)

第5条 使用団体登録ができる団体は、次の各号に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 3名以上で構成される公益を目的とした非営利活動団体で、次のいずれかに該当する団体

ア 活動拠点を狛江市内に置く団体

イ 主たる活動対象が狛江市民である団体

ウ 狛江のまちづくりの推進に寄与する団体

(2) 継続的かつ計画的な活動を行い、次の行為を行わない団体

ア 営利を目的として行う活動

イ 特定の政党の利害に関する活動及び公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、又はこれに反対する活動

ウ 特定の宗教を支持する活動

(3) 団体に関する情報について協議会の求めに応じて開示できる団体

2 前項に掲げる団体の他、協議会が認めるものは登録できるものとする。

(登録の申請)

第6条 登録を希望する団体は、狛江市社会福祉協議会ボランティア室使用団体登録申請書(様式第1号)に必要書類を添えて、協議会に提出する。

2 登録団体は規約及び代表者等に変更のあったときには、速やかに必要な手続きを行うものとする。

(登録の受理及び決定)

第7条 協議会は、登録の申請を受理したときは、書類上の不備等の有無及び登録基準に適合するかどうか確認し、決定する。

(登録有効期間)

第8条 登録の有効期間は登録の日からそれ以降の最初の3月31日までとする。

(登録の取り消し及び停止)

第9条 次の事項に該当する場合は、登録の取り消し又は停止ができるものとする。

(1) 登録団体の目的、活動内容が登録基準に適合しなくなったとき。

(2) 登録団体がボランティア室を使用する際、この基準に違反する行為があったとき。

(使用の制限)

第10条 協議会は、団体の使用目的又は使用内容が次の各号の一に該当する場合は、その使用を制限することができる。

- (1) 団体の主目的以外の内容で使用するとき
 - (2) 公益を害し又は風俗を乱すおそれがあるとき
 - (3) 施設又は付属設備をき損するおそれがあるとき
 - (4) 収益を目的とした事業で、その収益が団体運営目的以外に使用されるとき
 - (5) その他、協議会が不相当と認めたとき
- (使用権の譲渡などの禁止)

第11条 ボランティア室の使用許可を受けた団体は、その使用の権利を他人に譲渡又は転貸してはならない。

(使用の取消し等)

第12条 協議会は、次の各号の一に該当すると認めたときは、ボランティア室の予約を取消し又は使用を停止することができる。

- (1) 使用目的に反する行為をしたとき
- (2) 使用許可の条件に違反したとき
- (3) 災害その他の事故により使用することができないとき
- (4) その他、協議会が必要と認めたとき

(使用料)

第13条 ボランティア室の使用は無料とする。

(原状回復の義務)

第14条 使用団体は、その使用を終了したとき又は第13条の規定により使用を停止された時は直ちに施設又は付属設備などを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第15条 使用団体は施設又は付属設備などに損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。ただし協議会がやむを得ないと認めたときは賠償額を減額することができる。

(委任)

第16条 この基準で定めるもののほか必要な事項は、協議会会長が別に定める。

付 則

この基準は平成16年4月1日から施行し、平成16年7月1日から適用する。

付 則

この基準は平成18年4月1日から施行する。

付 則

この基準は平成19年4月1日から施行する。

付 則

この基準は平成20年6月1日から施行する。

付 則

この基準は平成23年3月1日から施行する。

付 則

この基準は平成25年4月1日から施行する。

付 則

この基準は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この基準は平成28年4月1日から施行する。

付 則

この基準は平成28年12月1日から施行する。

付 則

この基準は平成30年4月1日から施行する。

様式第1号

狛江市社会福祉協議会ボランティア室使用団体登録申請書

団 体	ふりがな 団体名			
	住 所	〒		
	電話番号		F A X	
	E-Mail			
代 表 者	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒		
	電話番号	自宅	携帯	
	F A X			
	E-Mail			
担 当 者	ふりがな 氏 名			
	住 所	〒		
	電話番号	自宅	携帯	
	F A X			
	E-Mail			
団体の目的				
活動内容				
備 考				

添付書類

- 1 継続的に活動を行う団体であることを明らかにする書類
(団体規約、会員名簿)
- 2 団体の活動状況を明らかにする書類 (事業報告書・事業計画書等)
- 3 団体の財務状況を明らかにする書類 (会計報告書・予算書等)